

別表（第4条関係）

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	対象年齢	基準額
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上及び寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	学齢 児童 以上	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を要する者に限る。）、重度又は最重度の知的障がい者（児）及び体幹機能障がい2級以上の児童並びに寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	3歳 以上	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を要する者）及び自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	学齢 児童 以上	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって、家族等他人の解除を要する者に限る。）	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	3歳 以上	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の解除を要する者）及び寝たきりの状態にある難病患者等	障がい者（児）等又は介護者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	学齢 児童 以上	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	介護者が重度身体障がい者（児）等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3歳 以上	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	3歳 以上 (児童のみ)	33,100円

	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢 児童 以上 (児童のみ)	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者(児)及び難病患者等で、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	3歳 以上	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上及び常時介護を要する難病患者等	障がい者(児)等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	学齢 児童 以上	4,450円 手すり追加につき 5,400円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者 重度又は最重度の知的障がい者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 精神障がい者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	—	スポンジ、革を主材料 15,200円 スポンジ、革、プラスチックを主材料 36,750円 基準額はオーダーメイドによる製品に適用し、レディメイドによる製品については、基準額の80%の範囲内の額とする。
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)で歩行に障がいがあり家庭内の移動等において介助を必要とする者	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	4年	3歳 以上	木材、ニス塗装 2,200円 軽金属、塗装無 3,000円 夜光材付は410円増(全面夜光材付は1,200円増) 外装に白色又

					は黄色ラッカーを使用した場合 260 円増
移動・移乗支援用具	平行機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい等において介助を必要とする者及び下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障がい者（児）等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	3 歳以上	60,000 円
特殊便器	上肢障がい 2 級以上の身体障がい者（児）、重度又は最重度の知的障がい者（児）であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢機能障がいのある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児童以上	151,200 円
火災警報器	障がい等級 2 級以上の身体障がい者（児）、重度又は最重度の知的障がい者（児）（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8 年	—	15,500 円
自動消火器	障がい等級 2 級以上の身体障がい者（児）、重度又は最重度の知的障がい者（児）（火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年	—	28,700 円

		患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯				
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の身体障がい者、18歳以上の重度又は最重度知的障がい者（視覚障がい者又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	18歳以上	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	10年	学齢児童以上	7,000円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	18歳以上（身体のみ）	87,400円
在宅療養	透析液加温器	腎機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（児）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上	51,500円
支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸器機能障がいのある難病患者等	障がい者（児）等が容易に使用し得るもの	5年	学齢児童以上	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸器機能障がいのある難病患者等	障がい者（児）等が容易に使用し得るもの	5年	学齢児童以上	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上（身体のみ）	17,000円
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器の装置が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	—	157,500円

	盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	学齢 児童 以上	9,000円
	盲人用体重計	上記に同じ	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	学齢 児童 以上	18,000円
	排痰補助装置(リース料)	慢性の神経系の難病(筋委縮性側索硬化症(ALS)等)又は、筋力低下をきたす筋疾患(筋ジストロフィー等)のため自力での排痰が困難で、常時又は随時排痰を行う必要がある者	肺に貯留した分泌物を効果的に排出できるもの	—	—	(月額) 21,000円
情報・意思	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障がい(有する者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年	学齢 児童 以上	98,800円
疎通支援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上(パソコンの操作が困難な者)	パソコン周辺機器及びアプリケーションソフトであって障がい者(児)が容易に使用し得るもの 画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、スキャナ、入力補助用具(大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等)ただし、機器修理、バージョンアップ、運搬、取付け、調整等費用は対象外	5年	学齢 児童 以上	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障がい者及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	18歳 以上 (身体のみ)	200,000円

点字器	視覚障がい者（児）であって、視力の低下、視野狭窄がある者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの（点筆を含む）	標準型 7年 携帯用 5年	学齢 児童 以上	標準型両面書 真鍮板製 10,400円 プラスチック製 6,600円 携帯用片面書 アルミ製 7,200円 プラスチック製 1,650円
点字タイプライター	視覚障がい2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就学が見込まれる者に限る。）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	5年	学齢 児童 以上	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	6年	学齢 児童 以上	85,000円
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	6年	学齢 児童 以上	99,800円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	学齢 児童 以上	198,000円
盲人用時計	視覚障がい2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上 (身体のみ)	触読 10,300円 音声 13,300円

	則とする。				
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者（児）又は発声・発語に著しい障がい者を有する者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用できるもの	5年	学齢 児童 以上	71,000円
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	6年	学齢 児童 以上	88,900円
人工喉頭	音声機能又は言語機能障がい者（児）であって、無喉頭又は発生筋麻痺等により音声を発することが困難な者（主に喉頭摘出者を対象）	笛式 吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等に於てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	—	笛式 5,000円 気管カニューレ式とした場合は3,100円増しとする。 電動式 70,100円 基準額は電池又は充電器を含む
埋込型人工鼻（アドヒーズ含む）	音声機能又は言語機能障がい者（児）であって、喉頭摘出により常時埋込型の人工喉頭を使用している者	気管孔に取り付けるフィルター（カセット）や固定用シールで、障がい者（児）が容易に使用できるもの	—	—	（月額） 23,760円
福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障が	障がい者が容易に使用し得るもの	—	— （身体のみ）	83,300円

		い者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)			
ファックス (貸与)	聴覚又は、音声・言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	—	—	7,700円
視覚障がい者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障がい者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	学齢 児童 以上	200,000円
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)	点字によって作成された図書	—	—	点字図書の価格
排泄管理支援用具	ストマ用装具 蓄便袋 直腸機能障がいにより、人工肛門のストマを造設した者 蓄尿袋 膀胱機能障がいにより、尿路変更のストマを造設した者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。	—	3歳 以上	蓄便袋(月額) 8,858円 蓄尿袋(月額) 11,639円
紙おむつ等	脳源性運動機能障がい2級以上かつ療育手帳Aである障がい者(児)であって、排尿若しくは排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	—	3歳 以上	(月額) 12,000円
収尿器	膀胱機能障がいにより、排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設した者	障がい者(児)が容易に使用し得るもの 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	—	3歳 以上	男性用 ラテックス製 又はゴム製 普通型 7,700円

						簡易型 5,700 円 女性用 普通型 8,500 円 耐久性ゴム製 採尿袋を有す るもの 簡易型 5,900 円 ポリエチレン 製の採尿袋を 導尿ゴム管付 (採尿袋 20 枚 を 1 組とする)
住 宅 改 修	居宅生活動 作補助用具	下肢、体幹機能障がい 又は乳幼児期以前の非 進行性の脳病変による 運動機能障がい（移動 機能障がいに限る。） を有する者であって障 がい等級 3 級以上の者 （ただし、特殊便器へ の取り替えをする場合 は上肢障がい 2 級以上 の者）及び下肢、体幹 機能に障がいのある難 病患者等	障がい者（児）等の移動等 を円滑にする用具で設置に 小規模な住宅改修を伴うも の	原則 1 回 のみ	学齢 児童 以上	200,000 円

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢
又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚
障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 頭部保護帽、T 字状・棒状のつえ、点字器、人工喉頭、埋込型用人工鼻、ストマ用装
具、紙おむつ等、収尿器は障がい者等本人の入院・施設入所・在宅用件を問わないもの
とする。（その他は全て在宅者であること。）